

中京大学大学院

人文社会科学研究科 法・政治学専攻 法学領域

修士課程

一般選抜

【専門科目】

憲法・法史学

試験時間90分(10:00～11:30)

《受験上の注意事項》

一般注意

- ① 受験票は、机の右上に置いてください。
- ② 指示があるまで問題を開かないでください。
- ③ すべての解答用紙に、受験番号と氏名を正しく記入してください。
- ④ 解答は、必ず解答用紙に記入してください（問題用紙に記入しても採点されません）。
- ⑤ 問題文中に特に指示がない場合は、日本語で解答してください。
- ⑥ 試験中は監督者の指示に従ってください。
- ⑦ 試験中、質問等がある場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- ⑧ 試験終了の指示があったら、ただちに解答用紙への記入をやめてください。
- ⑨ 配付した問題用紙は、すべて回収します。

問題について

- ① 問題用紙は本紙を含め全3枚あります。開始の合図があったら、まずすべての枚数がそろっているかを確認し、乱丁・落丁がある場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- ② 解答用紙は2枚あります。
- ③ 解答用紙が不足する場合は、必要枚数分の解答用紙を渡しますので、手を挙げて監督者に申し出てください。各問題の解答用紙が2枚以上になる場合は、問題番号横の〈No.〉に数字を記入してください。

机の上に置いて良いもの

- 受験票
- 筆記用具
- 時計（時間を計る以外の機能が付いたものは不可）
- 判例の記載のない六法（六法全書）

※これらのもの以外はカバンの中に入れ、床に置いてください。眼鏡、薬、ハンカチ等を机の上に置くことを希望する場合は、監督者に申し出てください。

人文社会科学研究科 法・政治学専攻（法学領域） 一般選抜問題【憲法】

日本国憲法が保障する基本的人権において、「自由権」として位置づけられるものと「社会権」として位置づけられるものについて、両者を対比させながら、それぞれの人権の特質や内容を論じなさい。

以下の〔Ⅰ〕と〔Ⅱ〕の問いに答えなさい。

〔Ⅰ〕

戦前日本の国家構造の基礎を規定した「大日本帝国憲法（以下、明治憲法）」の制定過程を、①「明治14年の政変」、②「自由民権運動」、③「私擬憲法草案」、④「開拓使官有物払下げ事件」、⑤「国会開設奏議」、⑥「国会開設之勅諭」、⑦「大隈重信」、⑧「伊藤博文」の8つの用語を用いながら、説明しなさい。

〔Ⅱ〕

周知の通り、明治憲法では、「議院内閣制」は否定され、政府、各国務大臣は議会に対する責任を負わないとされた。さらに、第2章「臣民権利義務」では、「臣民」の自由・権利は「法律ノ範圍内ニ於テ」や「法律ニ定メタル場合ヲ除ク外」など、いわゆる「法律の留保」が付された。

以上の明治憲法の内容を踏まえ、明治憲法における「法律の留保」は、政府のどのような目的で規定されたか、従来の説を簡潔に説明するとともに、近年ではどのような理由から、どのような説へと変化しているか、説明しなさい。